

証券コード 8705
平成27年6月8日

株 主 各 位

東京都中央区新川二丁目12番16号
岡藤ホールディングス株式会社
取締役社長 小崎 隆 司

第10回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

4頁から6頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに行使してください。

敬 具

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区新川二丁目12番16号
本店6階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第10期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第10期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 株式報酬型ストック・オプションの内容決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 議決権の行使についてのご案内

複数回議決権を行使された場合、当社に一番後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<http://www.okato-holdings.co.jp/ir/shareholder.html>)への掲載をもって、株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人および監査役会が会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.okato-holdings.co.jp/ir/shareholder.html>) に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <http://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、株主総会開催日の前日の平成27年6月25日（木曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に一番後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて、以下の点をご確認ください。

- (1) パーソナルコンピュータ用サイトによる場合
ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a). ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b). PDF ファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader® または、Ver. 6.0 以降の Adobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader® および Adobe® Reader® は米国 Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ. ウェブブラウザおよびアドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。

①iモード

②EZweb

③Yahoo!ケータイ

※iモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパーソナルコンピュータによりアクセスされた場合、または、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パーソナルコンピュータ用サイトのご投票としてお取扱いいたします。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00土日休日を除く)

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

経済環境

当期の米国経済は、長期にわたる金融緩和を背景に、安定的な成長軌道をたどりました。雇用環境に持続的な改善傾向が見られる一方、個人消費も好調を維持し、金融政策は次第に引き締め方針へ傾斜しました。

ユーロ圏経済は、当初は南欧で減速傾向となりましたが、デフレ回避から追加的な金融緩和策がとられ、ドイツを中心に生産や輸出が回復するなど、持ち直しの動きがみられました。

アジア経済は、中国は輸出や生産、住宅市場などが伸び悩み、成長ペースが鈍化しました。東南アジアは通貨安や中国経済の影響を受けながらも、全体としては持ち直しとなりました。

わが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動が現れましたが、輸出や生産が次第に持ち直し、公共投資も高水準を維持するなかで、企業の設備投資が緩やかな増加傾向となり、持続的な回復基調をたどりました。

業界環境

当期の商品先物取引業界は、東京商品取引所の金限日取引（東京ゴールドスポット100）の上場が認可され平成27年5月7日より取引が開始されました。また、不招請勧誘の禁止規制の見直しにより商品先物取引法施行規則が一部改正され、平成27年6月1日に施行されました。

商品市況は、原油が世界需給の緩和により下落し、エネルギー市場全体が影響を受けました。貴金属はドル高の進展から、また、穀物は米国の豊作による需給緩和からいずれも国際価格が下落しましたが、円安の進展から総じて国内価格の変動が抑えられたこともあり、全国市場売買高は46,028千枚（前年比95.1%）となりました。

証券市況は、消費税率引き上げの反動や、新興国や欧州経済の成長鈍化が懸念され、一時的な反落場面もありましたが、大手製造業を中心とした企業収益の改善もあり、堅調を維持しました。

為替市況は、日銀による積極的な金融緩和を背景に、米国の金融引締め見通しも台頭し、円安ドル高の傾向となりました。

損益状況

当期の損益につきましては、受取手数料は4,278,116千円（前年同期比93.8%）、売買損益は449,178千円の利益（同137.7%）となり、営業収益は4,806,352千円（同96.6%）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、4,366,389千円（同98.7%）となりました。

営業外損益につきましては、営業外収益が105,241千円（同76.2%）、営業外費用が73,948千円（同103.8%）となりました。

特別損益につきましては、特別利益は3,036千円（同5.9%）、特別損失が32,437千円（同26.1%）となりました。

以上の結果、営業利益439,963千円（同79.5%）、経常利益471,256千円（同76.0%）となり、当期純利益は430,187千円（同96.6%）となりました。

また、当期におけるセグメント別の業績の状況は次のとおりであります。

① **商品取引関連事業**

当社グループの中核事業である商品取引関連事業につきましては、受取手数料は4,175,680千円(前年同期比94.0%)となりました。また、売買損益は77,397千円の利益(同148.5%)となりました。この結果、営業収益は4,310,344千円(同94.5%)となりました。

② **有価証券関連事業**

有価証券関連事業につきましては、受取手数料は102,436千円(前年同期比86.2%)となりました。また、売買損益は371,781千円の利益(同135.6%)となりました。この結果、営業収益は496,007千円(同119.9%)となりました。

2. **設備投資等の状況**

設備投資につきましては、事業に影響をおよぼす重要な事項はありません。

3. **資金調達の状況**

特記事項はありません。

4. 対処すべき課題

当社グループの中核事業であります商品取引関連事業におきましては、全国市場売買高の減少傾向が続き、流動性低下が顕著となっております。

当社グループでは、このような厳しい事業環境においても、安定的に収益基盤を確保すべく、以下の方針で事業活動を行ってまいります。

商品取引関連事業につきましては、業界を取り巻く環境が厳しい中にあっても、営業利益を確保することが最重要課題であると認識し、収益の拡大に向けた基盤整備として、引き続き預り資産の拡大を行ってまいります。

有価証券関連事業につきましては、外国債券の販売に注力するとともに、既存の証券事業の収益拡大や新たな収益源の模索により、当社グループの収益の一つの柱となることを目指して事業を展開してまいります。

財務運営におきましては、引き続き財務の健全性の確保および財務基盤の強化に努めてまいります。

また、お客様に安心してお取引をいただくため、法令遵守態勢のより一層の強化を図り、コンプライアンスを徹底し、誠実な業務運営を行い、万全の態勢をもって会社の信頼向上に邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第7期 平成24年3月期	第8期 平成25年3月期	第9期 平成26年3月期	第10期 平成27年3月期
営 業 収 益 (うち受取手数料)	千円 5,073,937 (4,419,328)	千円 5,082,192 (4,472,701)	千円 4,975,138 (4,559,715)	千円 4,806,352 (4,278,116)
当期純利益または 当期純損失(△)	千円 △2,579,346	千円 163,539	千円 445,398	千円 430,187
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△)	円 △306.63	円 19.98	円 55.13	円 50.71
総 資 産	千円 30,839,488	千円 27,755,931	千円 24,279,608	千円 26,881,658
純 資 産	千円 2,825,886	千円 2,912,615	千円 3,581,743	千円 4,139,869
1株当たり純資産額	円 268.94	円 384.46	円 418.99	円 482.11

(注) 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数に、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第7期 平成24年3月期	第8期 平成25年3月期	第9期 平成26年3月期	第10期 平成27年3月期
営 業 収 益	千円 492,500	千円 417,600	千円 637,631	千円 695,151
当期純利益または 当期純損失(△)	千円 △9,875,610	千円 718,549	千円 243,548	千円 332,368
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△)	円 △1,174.03	円 85.36	円 28.77	円 39.17
総 資 産	千円 7,546,408	千円 6,862,020	千円 6,935,810	千円 7,021,449
純 資 産	千円 3,316,606	千円 4,048,080	千円 4,320,468	千円 4,651,448
1株当たり純資産額	円 394.28	円 479.37	円 506.11	円 542.38

(注) 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数に、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

6. 重要な親会社および子会社の状況（平成27年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な業務内容
岡藤商事株式会社	千円 2,000,000	% 100.0	商品先物取引業
日本フィナンシャル セキュリティーズ株式会社	千円 100,000	% 100.0	商品先物取引仲介業 金融商品仲介業
三京証券株式会社	千円 503,720	% 100.0	証券業

7. 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

投資・金融サービス業

当社グループは、商品先物取引、有価証券取引等を中心に、顧客に対して総合的な投資・金融サービスを提供するとともに、商品取引関連事業において自己売買等の業務を行っております。

主な事業内容は次のとおりであります。

① 商品取引関連事業

商品先物市場における取引の受託、商品先物市場における取引の受託の取次、商品先物市場等における自己売買取引、商品ファンド関連業務等

② 有価証券関連事業

有価証券の売買等に関する証券業務

8. 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

会 社 名	事業所名	所 在 地
岡 藤 ホールディングス株式会社	本 店	東京都中央区
岡 藤 商 事 株 式 会 社	本 店	東京都中央区
	大 阪 事 務 所	大阪市中央区
日本フィナンシャルセキュリティーズ株式会社	本 店	東京都中央区
	大 阪 店	大阪市中央区
	そ の 他 2 店 舗	
三 京 証 券 株 式 会 社	本 店	東京都中央区

9. 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
商品取引関連事業	269名	13名増
有価証券関連事業	21名	1名増
そ の 他	9名	1名減
合 計	299名	13名増

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
15名	1名減	48.5歳	6.5年

10. 主要な借入先（平成27年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	410,000千円
岡 三 興 業 株 式 会 社	400,000千円
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	91,580千円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

1. 株式の数

発行可能株式総数	27,000,000株
発行済株式の総数	9,965,047株

2. 株主数

2,871名（前期末比20名増）

3. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
岡三にいがた証券株式会社	610千株	7.19%
大東建託株式会社	498	5.87
岡藤ホールディングス従業員持株会	466	5.50
株式会社廣濟堂	390	4.60
三東株式会社	197	2.33
加藤貴久	197	2.32
日本証券金融株式会社	180	2.13
福原昌子	170	2.00
株式会社岡三証券グループ	169	1.99
鶴巻夕紀子	165	1.96

（注）持株比率は自己株式（1,477,683株）を控除して計算しております。

4. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

平成24年6月1日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1株につき1円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役または当社の子会社の取締役の地位を喪失した場合、その喪失日より10日間に限り新株予約権の行使を可能とする。
- ④ 新株予約権の行使期間 平成24年6月19日から平成54年6月18日
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	735個	普通株式73,500株	5名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

平成25年6月3日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1株につき1円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役または当社の子会社の取締役の地位を喪失した場合、その喪失日より10日間に限り新株予約権の行使を可能とする。
- ④ 新株予約権の行使期間 平成25年6月20日から平成55年6月19日
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	923個	普通株式92,300株	6名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

平成26年6月2日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
 ② 新株予約権の行使価額 1株につき1円
 ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役または当社の子会社の取締役の地位を喪失した場合、その喪失日より10日間に限り新株予約権の行使を可能とする。
 ④ 新株予約権の行使期間 平成26年6月19日から平成56年6月18日
 ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	822個	普通株式82,200株	6名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

平成26年6月2日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
 ② 新株予約権の行使価額 1株につき1円
 ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役または当社の子会社の取締役の地位を喪失した場合、その喪失日より10日間に限り新株予約権の行使を可能とする。
 ④ 新株予約権の行使期間 平成26年6月19日から平成56年6月18日
 ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	交付者数
当社使用人	—	—	—
子会社の役員および使用人	257個	普通株式 25,700株	5名

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	古 田 省 三	岡藤商事株式会社代表取締役会長 日本フィナンシャルセキュリティーズ株式会社代表取締役会長
代表取締役社長	小 崎 隆 司	岡藤商事株式会社代表取締役社長
取 締 役	大 口 博 信	日本フィナンシャルセキュリティーズ株式会社代表取締役社長
取 締 役	鈴 木 均	三京証券株式会社代表取締役社長
取 締 役	立 川 真 司	
取 締 役	杉 本 卓 士	総合管理部長
取 締 役	野 田 扇 三 郎	
常 勤 監 査 役	林 田 清	岡藤商事株式会社常勤監査役 日本フィナンシャルセキュリティーズ株式会社監査役 三京証券株式会社監査役
監 査 役	宮 澤 正 則	岡藤商事株式会社監査役
監 査 役	岡 本 忍	岡藤商事株式会社監査役

- (注) 1. 取締役野田扇三郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役宮澤正則および岡本忍の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役野田扇三郎および監査役宮澤正則の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役宮澤正則氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役岡本忍氏は、税理士の資格を有しており、税務に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち 社 外 取 締 役)	3 名 (1)	35,551千円 (2,700)
監 査 役 (うち 社 外 監 査 役)	3 (2)	22,147 (9,963)
合 計	6	57,698

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成16年12月10日開催の岡藤商事株式会社臨時株主総会において、当社設立に関する事項として、年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、平成23年6月29日開催の当社第6回定時株主総会において、ストック・オプションによる報酬額として年額50,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成16年12月10日開催の岡藤商事株式会社臨時株主総会において、当社設立に関する事項として、年額50,000千円以内と決議いただいております。
4. 当期末現在の取締役は7名、監査役は3名であります。無報酬の取締役が4名いるため、支給人員と相違しております。
5. 上記の支給額には、取締役に対してストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額2,851千円が含まれております。
6. 上記の支給額には、当事業年度における監査役の役員退職慰労引当金の増加額2,096千円（うち社外監査役分963千円）が含まれております。
7. 上記のほか、平成26年6月27日開催の第9回定時株主総会決議に基づき、退任監査役1名に対して6,600千円（うち社外監査役1名6,600千円）の役員退職慰労金を支給しております。なお、この金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。

3. 社外役員に関する事項

①他の法人等の社外役員との兼任状況および当事業年度における主な活動状況

取締役 野田 扇三郎	他の法人等の社外役員 の兼任状況	当該事項はありません。
	当事業年度における主な活 動状況（取締役会への出席 状況および発言状況）	取締役会への出席率は100%であり、主に税理士と して培ってきた豊富な経験・見地から、取締役会 において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性 を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 宮澤 正則	他の法人等の社外役員 の兼任状況	岡藤商事株式会社監査役 同社は、当社の100%子会社であります。
	当事業年度における主な活 動状況（取締役会および監 査役会への出席状況および 発言状況）	取締役会への出席率は100%、監査役会への出席率 は100%であり、主に公認会計士として培ってきた 豊富な経験・見地から、取締役会においては、取 締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するた めの助言・提言を行っており、また、監査役会に おいては、当社の経理システムならびに内部監査 について、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 岡本 忍	他の法人等の社外役員 の兼任状況	岡藤商事株式会社監査役 同社は、当社の100%子会社であります。 株式会社ハイレックスコーポレーション監査役
	当事業年度における主な活 動状況（取締役会および監 査役会への出席状況および 発言状況）	取締役会への出席率は93%、監査役会への出席率 は100%であり、主に税理士として培ってきた豊富 な経験・見地から、取締役会においては、取締役 会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための 助言・提言を行っており、また、監査役会におい ては、当社の経理システムならびに内部監査につ いて、適宜、必要な発言を行っております。

(注) 社外取締役野田扇三郎氏につきましては、平成26年6月27日就任後の状況を記載しております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および社外監査役との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 監査法人まほろば

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	17,760千円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,940

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「顧客資産の分別管理に関する検証業務」についての対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

- ① 毎月1回以上取締役会を開催し、経営に関する重要事項については、取締役会決議を要することとし、多面的な検討を経て迅速かつ慎重に決定・承認を行う。
- ② 社内規則に基づく職務権限および稟議手続き等の意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
- ③ コンプライアンス体制を確保するための体制および規定等の構築・整備を行う。
- ④ 取締役社長の直属に「検査室」を設置する。検査室は使用人の職務の執行について内部監査を担当するものとし、検査方針・検査計画を取締役社長および監査役会に提出し、検査結果を被検査部署の担当取締役および取締役社長、監査役会に報告する。
- ⑤ 内部通報制度を構築・整備する。
- ⑥ 金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告に係る信頼性を確保するため、グループ各社は財務報告に係る、必要かつ適切な内部統制を整備し、運用する。

また、コンプライアンス部および検査室を中心に、当該内部統制の有効性を定期的に検証し、その検証結果を、必要に応じて改善・是正に関する提言とともに、取締役会に報告する体制を構築する。

- ⑦ 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度で組織的に対応し、取引関係を含めて一切の関係を遮断する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について

- ① 社内規則に従い、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理する。
- ② 取締役または監査役は、常時、これらの文書等を閲覧することができる。取締役または監査役の命を受けた使用人についても同様とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- ① 当社グループ企業における業務執行上のリスク管理についての基本方針・管理体制を社内規則で定め、その運用を図る。
- ② 必要に応じてリスクカテゴリーごとに規程・要綱等を制定し、研修の実施、社内マニュアルの作成・配布などを行う。
- ③ リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、取締役は速やかに取締役会に報告する。
- ④ 新たに生じたリスクについては、その対応のため、取締役社長は対応責任者となる取締役を定め、対策会議を招集する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- ① 業務分掌規程等の社内規則により各部門、各役職における権限と責任を明確化するとともに、社内規則に基づく意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
- ② その他、取締役は、内部統制制度、年度計画、予算・業績管理制度、月次・四半期業績、人事管理制度、社内規則等を整備・運用し、職務の執行が法令および定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保する。
- ③ 取締役会はその進捗状況を定期的に確認して改善を促すことができるよう、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

5. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

- ① 関係会社管理規程に基づく運用を行う。
- ② グループの経営に関する重要事項については、取締役会決議を要することとし、多面的な検討を経て慎重かつ迅速に決定・承認を行う。
- ③ 年度予算制度に基づき、目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、年度予算を策定し、それに基づく業績管理を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について

監査役が求めた場合には、業務分掌規程に基づき監査役に付従業員を付属させることができる。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項について

- ① 監査役付従業員に関する人事異動、人事考課、懲戒等については、監査役会の同意を必要とする。
- ② 監査役付従業員は業務執行禁止とする。

8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について

- ① 法定の事項の他、下記の事項については監査役へ報告を行うこととする。
 - ア. 取締役会その他重要な会議で審議、報告された事項
 - イ. 検査室が実施した内部監査の結果についての事項
 - ウ. グループ経営上著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見したときはその事実、およびグループ役職員の違法、内部不正行為
 - エ. 内部通報制度による通報の状況
 - オ. 毎月の経営の状況および業務執行上重要な事項
 - カ. 子会社の監査役の活動状況
 - キ. その他、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項なお、監査役への報告は常勤の監査役への報告をもってこれを行う。ただし、取締役会で付議・報告した事項については監査役へ報告したものとみなす。
- ② 監査役会は、必要に応じ取締役および従業員を出席させ、報告・意見を聞くことができる。当該出席者は、監査役に対し、監査役の求めた事項について説明を行わなければならない。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

監査役の職務遂行においては、各部署における従業員は監査役の監査に協力しなければならない。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	23,037,384	流動負債	20,727,404
現金及び預金	4,609,802	短期借入金	534,580
委託者未収	112,466	一年内返済予定の長期借入金	695,700
有価証券	11,027	借入金商品	1,116,955
商標	189,270	未払金	115,976
保管借入商品	1,116,955	未払法人税等	23,517
保管有価証券	3,715,568	未払消費税等	75,801
差入保証金	8,075,261	預り証	12,360,094
約定見返勘定	17,455	預り証代用有価証券	3,715,568
信用取引資産	790,956	信用取引負債	753,353
信用取引貸付金	734,911	信用取引借入金	696,038
信用取引借証券担保金	56,045	信用取引貸証券受入金	57,315
有価証券担保貸付金	245,000	繰延税金負債	38
借入有価証券担保金	245,000	賞与引当金	108,762
顧客分別金信託	250,000	役員賞与引当金	12,650
預託	504,432	訴訟損失引当金	9,700
委託者先物取引差金	2,491,772	その他の流動負債	1,204,707
貸付商品	451,341	固定負債	1,868,493
繰延税金資産	53,303	長期借入金	833,625
その他の流動資産	403,671	退職給付に係る負債	748,976
貸倒引当金	△900	役員退職慰労引当金	6,826
固定資産	3,844,273	繰延税金負債	277,136
有形固定資産	1,425,540	その他の固定負債	1,927
建物	90,277	特別法上の準備金	145,890
土地	1,287,710	商品取引責任準備金	144,466
その他の有形固定資産	47,552	金融商品取引責任準備金	1,424
無形固定資産	123,782	負債合計	22,741,788
電話加入権	71,873	(純資産の部)	
ソフトウェア	50,719	株主資本	3,478,082
その他の無形固定資産	1,188	資本金	3,500,000
投資その他の資産	2,294,950	資本剰余金	182,662
投資有価証券	1,512,775	利益剰余金	345,193
出資	9,333	自己株式	△549,774
破産更生債権等	831,741	その他の包括利益累計額	613,764
長期差入保証金	669,573	その他有価証券評価差額金	576,391
会員権	126,185	退職給付に係る調整累計額	37,373
その他の投資その他の資産	799,929	新株予約権	48,022
貸倒引当金	△1,654,589	純資産合計	4,139,869
資産合計	26,881,658	負債・純資産合計	26,881,658

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

科 目	金	額
営業収益	千円	4,806,352千円
受取手数	4,278,116	
売却の損益	449,178	
その他	79,056	
営業費用		4,366,389
販売費及び一般管理費	4,366,389	
営業外収益		439,963
営業外収益		105,241
受取利息	1,861	
受取配当金	33,323	
貸倒引当金戻入額	19,760	
不動産賃貸料	16,111	
受取リース料	29,529	
その他の営業外収益	4,655	
営業外費用		73,948
支払替利差	34,383	
証券代行事務手数料	2,593	
支払リース料	6,481	
支その他の営業外費用	14,377	
支その他の営業外費用	16,111	
経常利益		471,256
特別利益		3,036
固定資産売却益	1,163	
商品取引責任準備金戻入額	1,716	
金融商品取引責任準備金戻入	156	
特別損失		32,437
固定資産売却損失	751	
減損	697	
投資有価証券売却損失	9,600	
訴訟損失引当金繰入額	9,700	
解体撤去費用	3,288	
解除	8,400	
税金等調整前当期純利益		441,854
法人税、住民税及び事業税	61,757	
法人税等調整額	△50,090	
少数株主損益調整前当期純利益		430,187
当期純利益		430,187

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	3,500,000	184,118	△29,995	△552,773	3,101,349
会計方針の変更による累積的影響額			△12,601		△12,601
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,500,000	184,118	△42,596	△552,773	3,088,748
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△42,396		△42,396
当 期 純 利 益			430,187		430,187
自己株式処分差損		△1,455			△1,455
自己株式の取得				△14	△14
自己株式の処分				3,013	3,013
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△1,455	387,790	2,999	389,334
当 期 末 残 高	3,500,000	182,662	345,193	△549,774	3,478,082

	その他の包括利益累計額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	450,137	1,331	451,468	28,925	3,581,743
会計方針の変更による累積的影響額					△12,601
会計方針の変更を反映した当期首残高	450,137	1,331	451,468	28,925	3,569,142
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△42,396
当 期 純 利 益					430,187
自己株式処分差損					△1,455
自己株式の取得					△14
自己株式の処分					3,013
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	126,254	36,041	162,296	19,096	181,392
当期変動額合計	126,254	36,041	162,296	19,096	570,727
当 期 末 残 高	576,391	37,373	613,764	48,022	4,139,869

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

岡藤ホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人まほろば

指定社員 公認会計士 土屋 洋 泰 ⑧
業務執行社員
指定社員 公認会計士 井尾 仁 志 ⑧
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岡藤ホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡藤ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	135,179	流動負債	1,195,768
現金及び預金	64,685	短期借入金	91,580
未収入金	60,026	一年内返済予定の長期借入金	160,000
前払費用	8,614	未払金	924,115
繰延税金資産	1,574	未払費用	5,178
その他の流動資産	279	未払法人税等	1,560
固定資産	6,886,269	未払消費税等	8,839
無形固定資産	1,026	賞与引当金	3,397
商標権	1,026	役員賞与引当金	500
投資その他の資産	6,885,243	その他の流動負債	596
関係会社株式	6,704,844	固定負債	1,174,233
投資有価証券	180,103	長期借入金	480,000
長期差入保証金	296	長期未払金	675,753
		役員退職慰労引当金	6,826
		繰延税金負債	11,653
		負債合計	2,370,001
		(純資産の部)	
		株主資本	4,579,044
		資本金	3,500,000
		資本剰余金	336,844
		その他資本剰余金	336,844
		利益剰余金	1,252,070
		利益準備金	4,239
		その他利益剰余金	1,247,830
		繰越利益剰余金	1,247,830
		自己株式	△509,870
		評価・換算差額等	24,381
		その他有価証券評価差額金	24,381
		新株予約権	48,022
		純資産合計	4,651,448
資産合計	7,021,449	負債・純資産合計	7,021,449

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

科 目	金	額
営 業 収 益	千円	695,151千円
経 営 指 導 料	384,700	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	298,951	
そ の 他	11,500	
営 業 費 用		331,458
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	331,458	
営 業 利 益		363,693
営 業 外 収 益		3,747
受 取 利 息	13	
受 取 配 当 金	3,692	
法 人 税 等 還 付 加 算 金	41	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	0	
営 業 外 費 用		30,106
支 払 利 息	21,793	
証 券 代 行 事 務 手 数 料	6,481	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	1,831	
経 常 利 益		337,335
税 引 前 当 期 純 利 益		337,335
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,158	
法 人 税 等 調 整 額	1,808	4,966
当 期 純 利 益		332,368

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計
		そ の 他 資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	3,500,000	338,081	—	962,098	962,098	△512,651	4,287,528
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△42,396	△42,396		△42,396
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立			4,239	△4,239	—		—
当 期 純 利 益				332,368	332,368		332,368
自己株式処分差損		△1,236					△1,236
自己株式の取得						△14	△14
自己株式の処分						2,794	2,794
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	—	△1,236	4,239	285,732	289,972	2,780	291,515
当 期 末 残 高	3,500,000	336,844	4,239	1,247,830	1,252,070	△509,870	4,579,044

	評価・換算 差 額 等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
当 期 首 残 高	4,014	28,925	4,320,468
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△42,396
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立			—
当 期 純 利 益			332,368
自己株式処分差損			△1,236
自己株式の取得			△14
自己株式の処分			2,794
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	20,367	19,096	39,463
当 期 変 動 額 合 計	20,367	19,096	330,979
当 期 末 残 高	24,381	48,022	4,651,448

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

岡藤ホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人まほろば

指 定 社 員 公 認 会 計 士 土 屋 洋 泰 ㊞
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 井 尾 仁 志 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岡藤ホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、常勤監査役が一部の子会社の監査役も兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人まほろばの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人まほろばの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月22日

岡藤ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	林 田 清	Ⓔ
監 査 役 (社外監査役)	宮 澤 正 則	Ⓔ
監 査 役 (社外監査役)	岡 本 忍	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第10期の期末配当につきましては、業績の動向、経営環境および内部留保による財務体質の強化などを総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金5円 総額42,436,820円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。なお、本定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力を生ずることといたします。

主な変更内容は次のとおりであります。

- ①監査等委員会設置会社への移行に伴い、規定の新設など所要の変更を行うものであります。
- ②剰余金の配当等を取締役会で決定することができるよう第34条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、これに伴い規定の内容が重複する現行定款第7条（自己株式の取得）を削除するものであります。
- ③改正会社法において、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことにより、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため定款第29条（取締役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。

なお、本規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

- ④改正会社法が施行されたことに伴い、会社の意思決定を円滑に行うため、会社法第206条の2第5項および第244条の2第6項に基づき、株主総会の決議の定足数を緩和する旨の規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4条（機 関） 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第5条～第6条（省 略）</p> <p>第7条（<u>自己株式の取得</u>） 当社は、取締役会の決議によつて、<u>市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第17条（省 略）</p> <p>第18条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>第19条 （省 略）</p>	<p>第4条（機 関） 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第5条～第6条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>第7条～第16条（現行どおり）</p> <p>第17条（決議の方法） （現行どおり）</p> <p>② <u>会社法第206条の2第5項および第244条の2第6項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>③ （現行どおり）</p> <p>第18条 （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第20条 (員 数) 当会社の取締役は、20名以内とする。 (新 設)</p> <p>第21条 (選 任) 取締役の選任は、株主総会においてこれを行う。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>第22条 (任 期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)</p> <p>② 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第23条 (省 略)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (員 数) 当会社の取締役は、20名以内とする。</p> <p>② <u>前項の取締役のうち5名以内を監査等委員である取締役とする。</u></p> <p>第20条 (選 任) <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役の選任は、株主総会において区別してこれを行う。</u></p> <p>② <u>取締役(監査等委員である取締役を含む。)</u>の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>第21条 (任 期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>前項にかかわらず監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第24条 (招 集)</u></p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第25条～第27条 (省 略)</p> <p>第28条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により、これを定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>第23条 (招 集)</u></p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>第24条 (業務執行の委任)</u></p> <p>取締役会は、その決議によって会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く重要な業務執行の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第25条～第27条 (現行どおり)</p> <p>第28条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により、これを定める。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役と区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第29条（取締役の責任免除）</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第29条（取締役の責任免除） （現行どおり）</p> <p>② 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第30条（監査等委員会）</u> <u>監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</u></p> <p>② <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第31条（招 集）</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発する。</u></p> <p>② <u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第30条 (員 数) <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>第31条 (選 任) <u>監査役の選任は、株主総会においてこれを行う。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>第32条 (補欠の監査役) <u>法令に定める監査役の員数を欠くこととなるときに備えて、株主総会において補欠の監査役を選任することができる。</u></p> <p>② <u>補欠の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>③ <u>補欠の監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>第32条 (監査等委員会規程) <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第33条 (任 期)</u></p> <p><u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>補欠として選任された監査役の任期および補欠の監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第34条 (常勤監査役)</u></p> <p><u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第35条 (招 集)</u></p> <p><u>監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。</u></p> <p>② <u>監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>第36条 (監査役会規程)</u></p> <p><u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>第37条 (報酬等)</u></p> <p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により、これを定める。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第38条（監査役の責任免除）</u></p> <p><u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>② 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第39条 （省 略）</p> <p><u>第40条（剰余金の配当等）</u></p> <p><u>当社は株主総会の決議によって毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</u></p>	<p>（削 除）</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第<u>33</u>条 （現行どおり）</p> <p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第41条（中間配当）</u></p> <p>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p><u>第42条（期末配当金等の除斥期間）</u></p> <p>期末配当金および中間配当金が、その支払の開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払義務を免れる。</p> <p>② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><u>第34条（剰余金の配当等の決定機関）</u></p> <p>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p><u>第35条（剰余金の配当の基準日）</u></p> <p>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p><u>第36条（配当金の除斥期間）</u></p> <p>配当財産が金銭である場合は、その支払の開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払義務を免れる。</p> <p>② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条 (監査等委員会設置会社移行前の 監査役の責任免除の経過措置)</u></p> <p><u>平成27年3月31日に終了する事業年 度に関する定時株主総会の終結前の会 社法第423条第1項の行為に関する監 査役 (監査役であったものを含む。) の責任の免除および監査役と締結済の 責任限定契約については、なお同定時 株主総会の終結に伴う変更前の定款第 38条の定めるところによる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案（定款一部変更の件）が承認可決されますと、現在の取締役（7名）は本総会終結の時をもって全員任期満了となります。第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	古 田 省 三 (昭和28年11月24日生)	昭和51年4月 岡三証券株式会社入社 平成13年6月 同社取締役 平成18年6月 同社代表取締役常務 平成22年6月 丸福証券（現 岡三にいがた証券）株式会社代表取締役社長 平成24年6月 当社顧問 岡藤商事株式会社代表取締役会長（現任） 日本フィナンシャルセキュリティーズ株式会社代表取締役会長兼社長 平成25年6月 当社代表取締役会長（現任） 日本フィナンシャルセキュリティーズ株式会社代表取締役会長（現任） [重要な兼職の状況] 岡藤商事株式会社代表取締役会長 日本フィナンシャルセキュリティーズ株式会社代表取締役会長	10,800株
2	小 崎 隆 司 (昭和28年4月29日生)	昭和52年4月 岡藤商事株式会社入社 平成15年7月 同社執行役員 平成22年6月 同社取締役 平成24年5月 当社総合管理部長 6月 当社取締役総合管理部長 12月 三京証券株式会社監査役 平成25年6月 当社代表取締役社長（現任） 岡藤商事株式会社代表取締役社長（現任） [重要な兼職の状況] 岡藤商事株式会社代表取締役社長	10,200株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
3	大 口 博 信 (昭和41年11月18日生)	平成元年4月 岡藤商事株式会社入社 平成17年7月 同社執行役員 平成20年5月 同社取締役 平成21年6月 同社常務取締役 平成22年6月 同社専務取締役 (現任) 当社取締役 (現任) 平成23年5月 岡藤商事分割準備 (現 日本フィナン シャルセキュリティーズ) 株式会社取 締役 9月 同社専務取締役 平成24年2月 同社常務取締役 平成25年6月 同社代表取締役社長 (現任) [重要な兼職の状況] 日本フィナンシャルセキュリティーズ株式会社代表取締役社長	7,600株
4	鈴 木 均 (昭和31年9月21日生)	昭和54年4月 岡藤商事株式会社入社 平成11年7月 同社執行役員 平成15年6月 同社取締役 平成16年6月 同社常務取締役 (現任) 平成17年4月 当社取締役 (現任) 平成23年9月 岡藤商事分割準備 (現 日本フィナン シャルセキュリティーズ) 株式会社常 務取締役 平成25年6月 三京証券株式会社取締役 7月 同社代表取締役社長 (現任) [重要な兼職の状況] 三京証券株式会社代表取締役社長	10,400株
5	杉 本 卓 士 (昭和34年9月6日生)	昭和58年4月 日商岩井 (現 双日) 株式会社入社 平成15年4月 萬成プライムキャピタル証券 (現 ば んせい証券) 株式会社入社 平成17年6月 岡藤商事株式会社入社 平成19年6月 同社取締役 (現任) 平成22年6月 当社取締役 (現任) 平成24年3月 三京証券株式会社代表取締役社長 平成25年6月 当社取締役総合管理部長 (現任) 7月 三京証券株式会社監査役 平成26年10月 同社取締役 (現任)	1,300株

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案（定款一部変更の件）が承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。同時に現在の取締役および監査役は全員任期満了となります。つきましては、第2号議案が承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	林田清 (昭和25年2月25日生)	昭和48年4月 岡藤商事株式会社入社 平成12年6月 同社取締役 平成15年6月 同社常務取締役 平成17年4月 当社取締役 平成19年6月 当社取締役危機管理室担当 平成23年6月 当社常勤監査役（現任） 岡藤商事株式会社常勤監査役（現任） 平成25年7月 日本フィナンシャルセキュリティーズ株式会社監査役（現任） 平成26年10月 三京証券株式会社監査役（現任）	11,000株
2	宮澤正則 (昭和16年3月27日生)	昭和45年6月 プライスウォーターハウス会計事務所入所 昭和58年5月 同会計事務所退所 宮澤会計事務所を開業 現在に至る 6月 東陽監査法人入所 平成21年8月 同監査法人退所 平成23年6月 当社監査役（現任） 岡藤商事株式会社監査役（現任）	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	野田 扇三郎 (昭和24年11月4日生)	昭和43年4月 札幌国税局総務部配属 平成11年7月 川崎西税務署副署長 平成13年7月 武蔵野税務署副署長 平成14年7月 税務大学校研究部教授 平成16年7月 東京国税局調査第一部特別国税調査官 平成17年7月 東京国税局調査第二部調査第11部門統括国税調査官 平成18年7月 東京国税局調査第二部調査統括課長 平成19年7月 葛飾税務署長 平成21年8月 税理士事務所を開業 現在に至る 平成26年6月 当社取締役(現任)	4,100株
4	清水 泰和 (昭和24年11月5日生)	昭和47年4月 岡三証券株式会社入社 平成13年6月 同社検査部長 平成16年4月 岡三ホールディングス株式会社(現株式会社岡三証券グループ) 監査部長 平成21年12月 同社監査部(現 グループコンプライアンス部) 参事 平成26年11月 三京証券株式会社監査役(現任)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者宮澤正則、野田扇三郎および清水泰和の3氏は、社外取締役候補者であります。当社は宮澤正則および野田扇三郎の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 候補者宮澤正則氏は、当社の現任の社外監査役としての職務を十分に果たしており、引き続き取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し、また、候補者野田扇三郎氏は、当社の現任の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております、引き続き取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し、さらに、候補者清水泰和氏は、長年金融業の監査に従事されており、また、三京証券株式会社の現任の社外監査役としての職務を十分に果たしており、その高い見識により取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。
4. 当社は、林田清、宮澤正則、野田扇三郎および清水泰和の4氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額であります。
5. 候補者野田扇三郎氏の当社の社外取締役における在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社取締役の報酬額は、平成16年12月10日開催の岡藤商事株式会社臨時株主総会において、当社設立に関する事項として、年額500百万円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案（定款一部変更の件）が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）と定めることとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役0名）となります。

第6号議案 株式報酬型ストック・オプションの内容決定の件

当社取締役に対する報酬等として、平成23年6月29日開催の当社第6回定時株主総会において、ストック・オプションによる報酬として年額50百万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案（定款一部変更の件）が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在のストック・オプションによる報酬を廃止し、第5号議案（取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件）とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等として、年額50百万円以内の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価値に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

また、現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役0名）となります。

1. 取締役に対し新株予約権を発行する理由

株価変動を株主の皆様と共有し、業績向上および企業価値の増大への貢献意欲をより高めることを目的として、当社取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションを発行するものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、本議案の決議日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、上記の他、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は取締役会において、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整できるものとする。

当社普通株式500,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

5,000個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は1円とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会が定める期間とする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の公正価額
新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。
- (8) 新株予約権の行使条件
新株予約権者は、上記（5）の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した場合、その喪失日より10日間に限り新株予約権の行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。
- (9) 新株予約権のその他の内容等
その他の新株予約権の募集事項および細目については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会の決議において定める。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案（定款一部変更の件）が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

第2号議案（定款一部変更の件）が承認可決されますと、現在の監査役（3名）は本總會終結の時をもって全員任期満了となります。第2号議案（定款一部変更の件）が原案どおり承認可決されることを条件に、任期満了により退任される監査役林田清、宮澤正則および岡本忍の3氏に対し、在任中の功労に報いるため退職慰労金を贈呈しようとするものであります。

なお、贈呈については、当社所定の基準に従うこととし、その具体的な金額および贈呈の時期・方法等は、第2号議案（定款一部変更の件）が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役の協議にご一任いただきたいと思います。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
林田清	平成23年6月 当社常勤監査役（現任）
宮澤正則	平成23年6月 当社監査役（現任）
岡本忍	平成25年6月 当社監査役（現任）

以上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区新川二丁目12番16号



- 地下鉄東西線・日比谷線「茅場町」駅1・2番出口より徒歩約8分。
- 地下鉄日比谷線「八丁堀」駅A4番出口より徒歩約5分。
- JR京葉線「八丁堀」駅B4番出口より徒歩約3分。
- 都営バス「東京駅八重洲口」より〈東15〉・〈東16〉系統で「新川」下車、徒歩約1分。